

## 呉市老人福祉センターみはらし荘に係る指定管理者の候補者の選定について

呉市老人福祉センターみはらし荘の指定管理者の候補者を次のとおり選定しました。

### 1 施設の概要

(1) 所在地 呉市警固屋8丁目17番1号

(2) 設置目的 地域の老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって老人の福祉の増進を図るための施設として設置する。

### 2 公募の概要

(1) 公募期間 平成26年7月16日（水）から平成26年8月15日（金）まで

(2) 応募者

団体名	団体所在地	代表者氏名
社会福祉法人呉市社会福祉協議会	呉市本町9番21号	会長 貞國 信忠

### 3 審査の概要と結果

(1) 審査方法

呉市福祉関係施設の指定管理者選定委員会において、応募者から提出された書類（及びヒアリング等）をもとに、各委員が適否の判定を行い、その結果により指定管理者の候補者として選定しました。

(2) 審査基準

審査基準	主な評価の視点	配点
① 事業計画書等の内容が、施設の平等な利用を確保するものであること。	・利用者の平等な利用の確保	適・否 ※否は失格
② 事業計画書等の内容が、施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること。	・施設の設置目的と性格等の理解 ・自主事業の内容と施設の設置目的の適合性 ・苦情への対応と個人情報の取扱い	適・否 ※否は失格
③ 事業計画書等の内容が、利用促進が図られるものであること。	・利用促進が図られる取組及び老人福祉事業への取組	適・否 ※否は失格
④ 事業計画書等の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること。	・管理経費の縮減のための工夫 ・適正な管理が行える収支計画等	適・否 ※否は失格
⑤ 施設の管理運営を安定して行う能力を有するものであること。	・団体の経営状況 ・安定した管理が行える人員配置体制 ・事故等の緊急事態への対応	適・否 ※否は失格
⑥ その他	・障害者雇用への配慮 ・類似施設の管理実績	適・否 ※否は失格
総合判定		適・否 ※否は失格

(3) 審査結果

審査結果は次のとおりで、社会福祉法人呉市社会福祉協議会を本施設の指定管理者の候補者に選定しました。

応募者	社会福祉法人呉市社会福祉協議会	【評価した点】
総合判定	適	・利用促進のため、各種の積極的な取り組みが提案されていること。 ・本施設の特質を理解した上で、特に注意すべき点（入浴設備の管理等）を踏まえた各種の提案がなされており、適切な管理運営を行うことが期待できること。
【内訳】		
審査基準①	適	
審査基準②	適	
審査基準③	適	
審査基準④	適	
審査基準⑤	適	
審査基準⑥	適	

4 指定期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

【問い合わせ】 呉市福祉保健部介護保険課（電話0823-25-3138）